平成２８年（フ）第８６７号
札幌市白石区南郷通20丁目南１番30―101号
債務者　岩橋　　弘
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８９８号
札幌市東区北26条東20丁目３番５号　26条ハイツ１号
債務者　疋田　秀紀
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９１７号
札幌市北区篠路10条１丁目３番８―402号
債務者　横井加代子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９４５号
札幌市清田区真栄４条２丁目20番10―203号
債務者　工藤　孝弘
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９号
北海道帯広市西12条南34丁目１番地11　下宿千里館６号室
債務者　坂下　亜美
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
群馬県渋川市中郷606番地164
債務者　加藤まり子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０号
群馬県前橋市総社町総社1635番地11　ロイヤルマンション　204号
債務者　水出　幸司
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４３号
群馬県伊勢崎市東本町106番地35
債務者　右田さゆりこと　ＬＩＬＩＡＮ　ＳＡＹＵＲＩ　ＭＩＧＵＩＴＡ
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４４号
群馬県前橋市日吉町２丁目32番地21　ヴェントゥーノ　102号
債務者　佐藤　奈々
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５０号
群馬県前橋市朝倉町１丁目42番地５
債務者　藤田　守男
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５７号
群馬県前橋市古市町１丁目26番地29　コア新前橋　102号
債務者　野口　　司
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８号
群馬県高崎市日高町204番地１　ミヤビハイツ201号
債務者　新谷　秀明
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４４２号
千葉市若葉区都賀３丁目25番３号　ハイム・ラ・ビータ201号
債務者　水口　智昭
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５１８号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目１番４―307号
債務者　石井　鷹俊
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６７号
相模原市中央区相模原４丁目７番２号　モナークマンション相模原参番館207
債務者　齋藤　由紀
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１９３号
神奈川県座間市相模が丘２丁目29番２―303号　グレイスメゾン城所
債務者　川村　　光
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２００号
相模原市南区大野台３丁目30番２号
債務者　橋本　　徳（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部